

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条―第八条)
- 第三章 文部科学省関係(第九条―第十二条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十三条―第二十条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条―第二十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第二十六条―第三十条)
- 第七章 国土交通省関係(第三十一条―第三十八条)
- 第八章 環境省関係(第三十九条―第四十二条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項及び第四項を次のように改める。

- 3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十三条第三項中「第四十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第二条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同項を同項第六号とし、同項第九号中「第四号」を「第二号」に改め、同項を同項第七号とし、同項第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とする。

第九条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第二項第四号から第十号まで」を「第二項第二号から第八号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「あつた基本計画」を「あつた場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

第十条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十一条第二項中「第九条第四項から第十一項まで」を「第九条第五項から第十二項まで」に改める。

第十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条第二項中「第九条第二項第四号から第十号まで」を「第九条第二項第二号から第八号まで」に改める。

第十三条第一項中「第九条第六項各号」を「第九条第七項各号」に改め、同条第三項中「第九条第九項」を「第九条第十項」に改め、同条第四項中「第九条第九項」を「第九条第十項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第二項及び第四項第一号中「第九条第二項第四号から第八号まで」を「第九条第二項第二号から第六号まで」に改める。

第十六条第一項中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第二号」に、「第九条第二項第五号」を「第九条第二項第三号」に、「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第十七条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第二項第八号イ」を「第九条第二項第六号イ」に改める。

第五十七条第二号中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第二章 総務省関係

(消防組織法の一部改正)

第四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「定めるものとする」を「定めるよう努めなければならない」に改め、同条第二項中「においては」の下に「おおむね」を加える。

3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

第三十条の六中「第三十条の四第二項第一号及び第九号」を「第三十条の四第二項第一号」に改め、「目標」の下に「医療計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に定める目標を含む。」を加え、「並びに同項各号(第一号及び第九号)を」及び同条第二項各号(第一号)に改め、「事項」の下に「医療計画に同条第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。」を加える。

(老人福祉法の一部改正)

第十五条 老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「」の下に「条例で」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 養護老人ホームの入所定員

(職業能力開発促進法の一部改正)

第十八条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項ただし書中「定めるもの」の下に「(都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの)を加え、同条第三項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「行うほか」の下に「国にあつては、を加え、「対して」を「対する」に改め、「効果的な職業訓練を」の下に「、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を」を加える。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「ときは、」の下に「あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る部分」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第十八条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る居室の床面積

三 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

第四十二条の二第八項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十三条第六項及び第五十条第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第五十四条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る居室の床面積

三 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

第五十四条の二第八項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十五条第六項及び第六十条第二号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第六十九条第三項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同項第八号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第七十条第二項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第七十四条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスに従事する従業者に係る居室、療養室及び病室の床面積

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

第七十五条の二中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第七十六条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第七十七条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第十四条第五項」を「第七十四条第六項」に改める。

第七十七条の二第四項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十七条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十七条の四第一項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第三項」に改め、「かわらぬ」の下に、「同項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加え、「これらの規定に定める基準に代えて」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

第七十八条の六中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改める。

第七十八条の九第一項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改める。

第七十八条の十第四号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号中「第七十八条の四第七項」を「第七十八条の四第八項」に改める。

第八十八条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の二中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十一条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十二条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改める。

第九十四条第三項第二号中「規定する施設」を「規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設」に、「同条第二項に規定する」を「同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める」に改める。

第九十七条第一項中「療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生労働省令」を「療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例」に改め、同条第二項中「看護師、を」と及び石護師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第九十九条の二中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改める。

第一百零一条中「規定する施設」を「規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設」に改める。

第一百三十一条第一号中「厚生労働省令」の下に「又は都道府県の条例」を加え、同項第三号中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改める。

第一百四十一条第一項第三号中「第九十七条第六項」を「第九十七条第七項」に改める。

第一百五十五条の二第二項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第一百五十五条の四第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

三 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

第一百五十五条の六中「第一百五十五条の四第四項」を「第一百五十五条の四第五項」に改める。

第一百五十五条の八第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第一百五十五条の四第四項」を「第一百五十五条の四第五項」に改める。

百十五條の九第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「百十五條の四第五項」を「百十五條の四第六項」に改める。  
 百十五條の十一第二項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改める。  
 百十五條の十三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。  
 百十五條の十四第一項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第三項」に改め、「かわらず」の下に、「同項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加え、「これらの規定に定める基準に代えて」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数  
 二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積  
 三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員  
 四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員  
 百十五條の十六中「百十五條の十四第六項」を「百十五條の十四第七項」に改める。  
 百十五條の十八第一項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「百十五條の十四第六項」を「百十五條の十四第七項」に改める。  
 百十五條の十九第四号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六号中「百十五條の十四第七項」を「百十五條の十四第八項」に改める。  
 百十五條の三十二第一項中「第七十四條第五項、第七十八條の四第七項」を「第七十四條第六項、第七十八條の四第八項」に、「第八十八條第五項、第九十七條第六項、百十五條の四第五項、百十五條の十四第七項」を「第八十八條第六項、第九十七條第七項、百十五條の四第八項、百十五條の十四第八項」に改める。  
 百十九條第二号中「第四十二條第三項」を「第四十二條第四項」に、「第五十四條第三項」を「第五十四條第四項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)  
 第十九條 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。  
 第三十條第六項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。  
 第三十條第七項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 都道府県が前項第一号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当障害福祉サービスの事業に従事する従業者及びその員数  
 二 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積  
 三 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの  
 四 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員  
 第三十一條第二項中「前条第三項」に改める。  
 第三十六條第三項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。  
 第四十三條第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスの事業に従事する従業者及びその員数  
 二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積  
 三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの  
 四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員  
 第四十四條第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数  
 二 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積  
 三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であつて、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの  
 第四十七條の二中「第四十三條第三項又は第四十四條第三項」を「第四十三條第四項又は第四十四條第四項」に改める。  
 第四十九條第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第四十三條第三項」を「第四十三條第四項」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第四十四條第三項」を「第四十四條第四項」に改める。

第五十條第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。  
 第八十條第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「について」の下に「条例で」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数

第三十六条 河川法の一部改正

第三十六条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第百条第一項中「とあるのは「都道府県知事」と」の下に、「第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と」を加える。  
(都市計画法の一部改正)

第三十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画(政令で定める軽易なものを除く。又は)を削る。  
第十九条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならぬ。  
第八十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「に協議しなれば」を、「国土交通大臣」の下に「に協議し、その同意を得なければ」を加える。  
(国土利用計画法の一部改正)

第三十八条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九十条第十項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改め、同条第十二項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。  
第八章 環境省関係  
第三十九条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第五十条の三第一項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第五号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。  
六 計画の達成の方途  
第五十条の三第三項中「あらかじめ」の下に、「第一項第四号及び第五号に係る部分について」を加え、協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改める。  
(自然環境保全法の一部改正)

第四十条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(国等に関する特例)  
第五十条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。  
(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改め、同条第四項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。  
(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第四十二条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。  
五 計画の達成の方途  
第十一条第三項中「あらかじめ」の下に、「第一項第三号及び第四号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条、第二十二号、第二十五条、第二十七条、第二十八号、第三十条、第三十一条、第三十条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三十七号及び第三十八号の規定並びに附則第八条、第十号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十五号、第三十三号及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
- 二 第六条、第十一号、第十三号、第十五号、第十八号、第十八号から第二十条まで、第二十六号、第二十九号、第三十二号、第三十三号(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る)、第三十五号及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七号、第十二号、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十八号、第三十条から第三十二号まで、第三十四号、第三十五号、第三十六号第二項、第三十七号、第三十八号(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る)、第三十九号、第四十条及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日
- 三 附則第四十五号第二号の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の公布の日
- 四 第二条の規定並びに附則第二十九号及び第四十二号の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日の翌日のいずれか遅い日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた報告とみなす。  
(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第九条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教育法第四条の二の規定によりされた届出とみなす。  
2 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第二項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。  
(保育所に係る居室の床面積の特例)

第四条 都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法(附則第七号及び第四十六号において「新児童福祉法」という。)第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。  
(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

2 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県（新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合に、当該市町村を含む。以下この項において同じ。）の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。  
 （介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 厚生労働大臣は、第十八条の規定による改正後の介護保険法（次項及び附則第四十六條において「新介護保険法」という。）第七十四條第三項、第七十八條の四第三項、第八十八條第三項、第九十七條第四項、第九十五條の四第三項及び第九十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第十八条の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

2 第十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

新介護保険法第四十二條第一項第一号	新介護保険法第四十二條第二項
新介護保険法第五十四條第一項第一号	新介護保険法第五十四條第二項
新介護保険法第七十四條第一項及び第二項	新介護保険法第七十四條第三項
新介護保険法第七十八條の四第一項及び第二項	新介護保険法第七十八條の四第三項
新介護保険法第八十八條第一項及び第二項	新介護保険法第八十八條第三項
新介護保険法第九十七條第一項から第三項まで	新介護保険法第九十七條第四項
新介護保険法第九十五條の四第一項及び第二項	新介護保険法第九十五條の四第三項
新介護保険法第九十五條の四第一項及び第二項	新介護保険法第九十五條の四第三項
新介護保険法第九十五條の四第一項及び第二項	新介護保険法第九十五條の四第三項

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第七條 第十三條、第十五條及び第十九條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十一條の五の十八第一項及び第二項	新児童福祉法第二十一條の五の十八第三項
新児童福祉法第二十四條の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四條の十二第三項
新児童福祉法第四十五條第一項	新児童福祉法第四十五條第二項
第十五條の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十六條において「新老人福祉法」という。）第十七條第一項	新老人福祉法第十七條第二項
第十九條の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この表及び附則第四十八條において「新障害者自立支援法」という。）第三十條第一項第一号イ及びロ	新障害者自立支援法第三十條第二項

新障害者自立支援法第四十三條第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十三條第三項
新障害者自立支援法第四十四條第一項及び第二項	新障害者自立支援法第四十四條第三項
新障害者自立支援法第八十條第一項	新障害者自立支援法第八十條第二項
新障害者自立支援法第八十四條第一項	新障害者自立支援法第八十四條第二項

（森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 第二十二條の規定の施行前に同条の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七條の第三項の規定により協議の申出があつた都道府県防除実施基準の策定又は変更については、なお従前の例による。

2 第二十二條の規定の施行前に同条の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七條の五第二項の規定により協議の申出があつた高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、なお従前の例による。

（漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 この法律の施行前に第二十三條の規定による改正前の漁港漁場整備法第六條第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。  
 （中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十條 第二十七條の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律（以下この条において「旧団体法」という。）の規定によりされた命令、認可又は承認に係る旧団体法第九條の二第二項の通知については、なお従前の例による。

2 第二十七條の規定の施行前に旧団体法第九條の二第三項の規定によりされた協議の申出に係る命令、認可若しくはその取消し又は勧告については、なお従前の例による。  
 （中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第二十八條の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三條第三項の規定により通知された同条第一項の計画に基づく旧支援法第四條第一項の計画の作成及び届出については、なお従前の例による。

2 第二十八條の規定の施行前に旧支援法第四條第一項の規定による届出があつた計画（第二十八條の規定の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により届出があつた計画を含む。）は、第二十八條の規定による改正後の中小企業支援法第四條第一項の規定による届出があつた計画とみなす。  
 （中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 第二十九條の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。）第四條第一項の規定による改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下この条において「旧地域産業資源活用事業促進法」という。）第四條第一項の規定を受けた基本構想（旧地域産業資源活用事業促進法第五條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められている地域産業資源の内容は、新地域産業資源活用事業促進法第四條第一項の規定により定められた地域産業資源の内容とみなす。

2 第二十九條の規定の施行前に旧地域産業資源活用事業促進法第四條第一項の認定又は旧地域産業資源活用事業促進法第五條第一項の規定による変更の認定を受けた基本構想に係る旧地域産業資源活用事業促進法第四條第五項（旧地域産業資源活用事業促進法第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。別表第一「港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)」の項中「並びに第九項及び第十項」を「第八項(第九条第二項及び第三十三条第三項)において準用する場合を含む。以下同じ。」並びに第十二項及び第十三項に「(含む。並びに)」を「含む。」第九条第三項並びに「同一」に「同一」を「もの」に限り、同条第八項の規定により処理することとされ、認められるものについて(地域保健法の一部改正)

第二十六条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。第五條第二項中「第二十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。(私立学校法及び沖繩科学技術大学院大学法の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第八條及び第六十四條第一項二 沖繩科学技術大学院大学法(平成二十一年法律第七十六号)第十九條第二項第一号(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第二十八条 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。第十四條第一項中(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画を「の事業計画」に「規定により変更した」に改める。(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。第一條第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。第三十三條中「第三條第二項」を「第三條第三項」に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第二項」を「同項」に改める。(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第三十一条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。第四條中「第三十條」を「第三十條第一項の政令又は同条第三項の政令及び同条第四項」に「政令」を「条例」に改める。(浄化槽法の一部改正)

第三十二条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。第三條の二第一項ただし書中「下水道法」の下に「第四条第一項の事業計画において定められた項の事業計画において定められたものに限る。」を削る。(集落地域整備法の一部改正)

第三十三条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。第七條第四項中「第八條第四項前段」を「第八條第四項」に「同条第一項前段」を「同法第八條掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。))について」とあるのを「と」と「協」に「協」を「同意を得なければ」とあるのを「協議しなければ」と、同法第十三條第一項前段に「協」を「同意を得なければ」と、同法第十三條第二項とあるのを「第八條第四項中」とときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。))について」とあるのを「と」と「協」に「協」を「同意を得なければ」とあるのを「協議しなければ」と、第十二條第二項と「と」とあるのを「と」とあるのを「と」を加える。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第三十四条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。第二十一條中「第二十三條第三号」を「第二十三條第二号」に改める。(旧介護保険法の一部改正)

第三十五条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(次条において「旧介護保険法」という。)の一部を次のように改正する。第十條第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「都道府県の条例」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数  
二 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積  
三 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第十條の二 中「第百十條第四項」を「第百十條第五項」に改める。  
第百十條の二 第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第百十條第四項」を「第百十條第五項」に改める。  
第百十四條第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第百十條第五項」を「第百十條第六項」に改める。  
第百十五條の三 第二項中「第百十條第五項」を「第百十條第六項」に改める。(旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による改正後の旧介護保険法(次項及び附則第四十六條において「改正後旧介護保険法」という。)第百十條第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、前条の規定の施行の日前においても社会保険審議会の意見を聴くことができる。2 前条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、改正後旧介護保険法第百十條第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第三十七条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。第十二條第一項第一号中「第二項」を「第三項」に改める。(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十八条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。第十二條第一項及び第八項中「第十三條」を「第十三條第一項」に改める。第三十條第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣が」を「都道府県(同法第三十四條の規定により同法第十七條第一項の条例を指定都市又は中核市が定めるもの)とされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市)の条例で」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第三十四条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。第二十一條中「第二十三條第三号」を「第二十三條第二号」に改める。(旧介護保険法の一部改正)

